

# 令和7年度～8年度 丹波市学校給食物資納入実施に関する手続き方法

丹波市立学校給食センター（以下「給食センター」という。）に安全かつ安心で良質な学校給食物資を納入いただくため、丹波市学校給食食材納入業者として登録いただく業者は、下記に定める基準を満たす納入業者とします。

## 1 納入業者登録基準

### (1) 基本条件

丹波市財務規則(平成16年丹波市規則第41号)第72条の2に規定する競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。(令和7年度～8年度の登録が必要です。)※入札参加資格審査申請書は市のホームページからダウンロードできます。

### (2) 営業施設

- ① 丹波市内又は物資の搬送が円滑に行える範囲内に工場、店舗、営業所等の営業施設を有していること。
- ② 営業施設は、社員等が常駐し、必要があると認めるときは、迅速かつ適切に連絡調整及び行動ができる体制にあること。

### (3) 信用状況

- ① 食品に関する営業の許可を受けた事業を継続して2年以上行っていること。
- ② 食品に関する法令等が遵守されていること。

### (4) 衛生状況

- ① 食品衛生法に基づく営業許可を受けた業種は、所管する健康福祉事務所の食品衛生監視票の総合点が81点以上であること。
- ② 製造業者及び加工業者については、材料倉庫、食品置場、冷蔵設備その他衛生上必要な設備を完備していること。

### (5) 供給能力

納入の申し出をしようとする給食センターが必要とする品目及び数量を、指定する日時及び場所に確実に納入することができ、かつ、数量不足、交換等で緊急を要する場合にあっても、迅速に対応ができる体制にあること。

以上の基準を満たしている業者で、学校給食食材の納入を希望される場合は、次の添付書類を添えて申請してください。

**2 納入業者登録申出書類**      ※いずれの書類も各1部

(1) 丹波市学校給食食材納入業者登録申出書兼誓約書

(2) 営業許可書等の写し

食肉、魚介類、牛乳、酒類の納入申出業者は、販売業の営業許可書(写)を、卵の納入申出業者は、販売業の営業届出書(写)を提出してください。

(3) 食品衛生監視票の写し

食品衛生法に基づく営業許可を受けた業種で、1年以内に発行されたものを提出してください。

(4) 令和7年度～8年度競争入札参加資格審査申請書の受付票の写し

**3 申出期間**      **令和8年3月2日(月)～3月16日(月) 午後5時まで**

**4 提出方法**      持参もしくは郵送

**5 提出先及び問い合わせ先**

〒669-3198 丹波市山南町谷川1110番地 (山南庁舎2階)  
丹波市教育委員会 教育部 教育総務課 学校給食係  
電話 0795-70-0880 (直通) FAX 0795-70-0814